

# 障害等のある生徒の 高等学校進学にかかるガイド



## 一人一人の生徒が充実した学校生活を送るために

このガイドは、障害等のある中学生や高校生が、よりよい学校生活を送るために作成しました。本ガイドにおける障害（発達障害を含む）等のある生徒とは、医師からの診断がある場合や、保護者と学校が認めている場合をさしています。

平成21年9月 秋田県教育委員会

平成19年4月1日に学校教育法の一部(第81条)が改正され、全ての幼稚園等や学校に在籍する教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育の実施が制度化されました。LD等の発達障害を含め、障害のある全ての幼児児童生徒に対し、特別支援教育を行うことが規定されました。

特別支援教育を推進することは、障害の有無にかかわらず、全ての生徒の確かな学力の向上や豊かな心の育成につながります。また、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育を行うことで、不登校等を予防する効果も期待できます。

## 特別支援教育の実際〔小学校・中学校・高等学校〕(公立)

### 障害のある児童生徒

	通常学級在籍の障害等のある児童生徒	全児童生徒数に占める割合	特別支援学級在籍の児童生徒	全児童生徒数に占める割合
小学校	732人	1.4%	583人	1.1%
中学校	174人	0.6%	234人	0.8%

平成21年度に実施した調査によると、県内の小・中学校における障害等のある児童生徒は、小学校1,315人、中学校408人と年々増加しています。

(平成21年度実施)

### 小・中学校の通常の学級及び高等学校に在籍する学習面や行動面で著しい困難を示す児童生徒数(診断のある場合も含む)

平成18年度に実施した調査によると、県内の小・中学校の通常の学級において特別な教育的支援を要すると報告された児童生徒は1,625人です。

そして小・中学校において特別な教育的支援を受けていた児童生徒の多くは、高等学校に進学しています。平成20年度の調査によると、県内の高等学校において特別な教育的支援を要すると報告された生徒は339人です。

秋田県における小・中学校の通常の学級及び高等学校に在籍する学習面や行動面で著しい困難を示す児童生徒数(診断のある場合も含む)

	対象児童生徒数	全児童生徒数に占める割合
小学校	1,307人	2.3%
中学校	318人	1.0%
高等学校	339人	1.2%

(小・中学校は平成18年度、高等学校は平成20年度実施)

## 中学校での障害等のある生徒の進路指導

将来を見据えた早期からの進路指導の取り組み

生徒

志望校等、具体的な進路を踏まえた進路学習の取り組み  
学校見学、学校説明会等への参加  
個別の教育相談等の実施

保護者

進路希望調査、計画的な三者面談等の実施  
志望校等、進路に係る情報の提供

中学校

学級担任

「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成  
「個別の教育支援計画」に基づく進路指導  
進路に係る教育相談の実施

特別支援教育コーディネーター

進路に係る校内委員会の開催  
志望校入学前・後の連絡調整  
志望校への引継ぎ資料等の作成

「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」等を活用した進路指導の取り組み

高等学校等への教育的支援の円滑な移行

中学校の進路指導は、「生き方指導(キャリア教育)」の中で取り組まれています。ここでは、高等学校等への進学にかかる進路指導の部分のみについて触れています。中学校における進路指導の年間計画例を示しました。

障害等のある生徒の場合は、できるだけ早期から、計画的に進路指導を進めることが大切です。高等学校の学校説明会に加えて、個別の教育相談等を通して、高等学校における学習面や生活面、入学後に可能な支援等に関する情報を確認します。

そして、各高等学校の支援体制等の状況に基づき、生徒の興味・関心だけでなく、適性や障害特性、将来の進路等を考慮し、生徒本人及び保護者と十分に検討します。

中学校における進路指導年間計画例

	1 年	2 年	3 年
4月			
5月	教育相談	教育相談	教育相談
6月	進路希望調査	進路希望調査	進路希望調査
7月			三者面談
8月	家庭訪問	家庭訪問	高校体験入学
9月			高校説明会
10月			進路希望調査
11月	教育相談	教育相談	三者面談
12月			進路希望調査
1月	進路希望調査	進路希望調査	三者面談
2月			
3月			

## 中学校から高等学校への引継ぎ

「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」等を活用した教育的支援の円滑な移行

中学校での生活

中学校

「個別の指導計画」等に基づいた個に応じた配慮の実施  
(授業、定期考査等を含む学校生活全体)

高等学校進学に向けて

生徒 保護者

学校見学、学校説明会等への参加  
個別の教育相談等の実施

特別支援教育コーディネーター

生徒の実態把握や情報交換のための相互訪問(中学校)(高等学校)

入学者選抜

1 注意事項参照

高等学校入学まで

中学校・高等学校

生徒の情報交換のための会議等

特別支援教育コーディネーター

生徒の情報交換のための資料準備

(「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」等)(中学校) 2  
教室環境及び学習環境の整備(高等学校)

高等学校入学

特別支援教育コーディネーター

中学校からの「個別の指導計画」の情報分析(高等学校)

生徒や保護者との面談等の実施(高等学校)

必要に応じて相互訪問等の情報交換(中学校)(高等学校)

高等学校での生活

高等学校

「個別の指導計画」等に基づいた個に応じた配慮の実施  
(授業、定期考査等を含む学校生活全体)

\*詳しくは次頁「高等学校での特別支援教育」参照

- 1 注意事項 受験に際して特別な配慮を必要とする障害等のある生徒の出願については、「秋田県公立高等学校入学者選抜実施要項」に基づいて、事前に特別配慮申請書を提出することが必要です。
- 2 「個別の指導計画」は、保護者の同意のもとに、高等学校へ引き継ぎます。

## 高等学校での特別支援教育

障害等のある生徒の指導や支援については、全校の協力体制の下、生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うことが大切です。このような協力体制をつくるためには、学校に設置されている「校内委員会」を活用することが効果的です。定期的に開催したり、必要に応じて開催したりできるような体制をつくります。

### 校内委員会

中学校からの情報や保護者、関係機関から収集した情報を基に、学習面や生活面等、学校生活全体について、適切な支援内容を検討します。また、障害理解や問題意識の共有化のため、研修等について計画します。

### 特別支援教育コーディネーター

校内支援体制の中核として、中学校や関係機関との連絡調整をしたり、保護者からの相談窓口となったりします。また、教職員間の良好な協力体制の構築を図ります。

### 「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成

個々の生徒の実態や支援方法等について、校内の関係者が共通理解を図り、役割を明確にした効果的な支援をしたり、学習場面や生活場面で一人一人に応じたきめ細かな指導を行ったりするために「個別の指導計画」を作成します。また外部の関係機関と連携し総合的な支援をするために、「個別の教育支援計画」を作成します。

「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」は、中学校で作成されている内容に基づいて作成します。中学校同様、将来を見据えて早期から進路指導を進めます。

詳しくは、『秋田県特別支援教育校内支援体制ガイドライン（改訂版）』参照

## 関連事業及び関係機関

### 巡回相談

学校を訪問し様々な相談に応じたり、高等学校で研修等を行う際、講師を派遣したりすることができます。

#### 専門家・支援チーム（1校につき年5回程度）

教育委員会関係者、教員、大学教員、臨床心理士、医師等で構成されたチーム。障害への教育的判断、指導内容・方法に関する助言、「個別の指導計画」作成のための支援等

#### 教育専門監

特別支援教育に関する専門的なアドバイス  
（県内4名の専門監の所属校）

秋田明德館高等学校

比内養護学校 勝平養護学校 大曲養護学校

#### 特別支援学校（盲・聾・養護学校）

地域支援部を中心に、諸検査の実施、教材等の貸し出しを含め、指導に関する具体的な情報提供

#### 特別支援教育地域センター

県内11の小学校内に設置し、特別支援教育アドバイザーが対応

### 教育相談

電話相談や来所相談ができます。

#### 県発達障害者支援センター

「ふきのとう秋田」018-823-7722

県総合教育センター 018-873-7215



### 就労支援

職業評価や就労への相談・支援をします。

#### 秋田障害者職業センター

（各地区のハローワークを通じて）018-864-3608

#### 県発達障害者支援センター

「ふきのとう秋田」018-823-7722

## お問い合わせ

秋田県教育庁

義務教育課

高校教育課

特別支援教育課

指導班

指導班

指導班

018-860-5147

018-860-5165

018-860-5135